

危険なブロック塀等の撤去 費用の一部を補助します！



倉敷市危険ブロック塀等安全対策事業費補助金交付制度

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害を未然に防ぐため、対象道路に面するブロック塀等の撤去費の一部を補助します。

対象となる塀

- ①対象道路面からの高さが80cmを超える組積造の塀または補強コンクリートブロック造の塀であること（右図参照）
※土塀・万年塀は除く
- ②点検チェックリスト（裏面参照）により不適合となる項目があること
- ③対象道路に面して設置されているものであること
（塀の高さを超えない幅の水路等を挟んで対象道路に面する場合を含む）

※対象道路とは

- (1)市教育委員会に報告された小中学校の通学路
- (2)避難所や避難地等へ至る通路
- (3)岡山県緊急輸送ネットワーク計画策定協議会で定める緊急輸送道路等

※対象道路の幅員が4m未満の場合、塀の建替え、フェンスの新設などができない可能性があります。詳細については建築指導課へご相談ください。

補助額

見積額と基準額※のいずれか少ない額の2/3
（上限額 15万円）

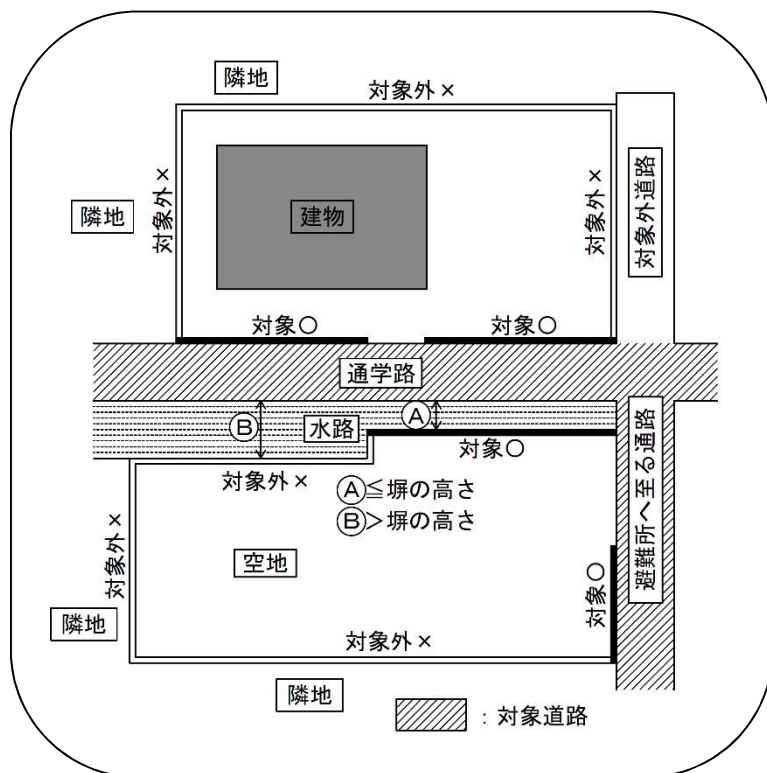
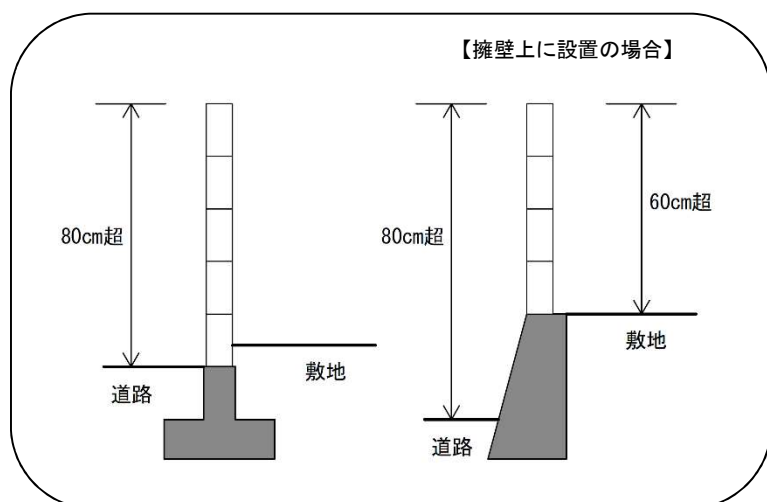
※基準額：9千円/m（高さ1.5mのブロック塀を撤去した額）

対象者

- ・対象となる塀の所有者
- ・市税を完納し、暴力団関係者でない方

交付回数

同一敷地につき1回限り



手続きの流れ

事前相談	施工業者選定	補助金交付 申請	施工業者と 契約	撤去工事完了	完了検査	補助金請求
現況写真など による予備審査 (補助対象であることの確認等を行う)	撤去工事を行う施工業者を申請者が決定し、見積を依頼する	「補助金交付申請書」の提出 審査後「補助金交付決定通知書」を交付	申請者が施工業者と契約 契約後、撤去工事開始	「補助事業完了届」を提出	市担当者による完了検査を実施し、合格後「補助事業完了実績報告書」を提出	「補助金請求書」を提出 補助金の受領
およそ0.5～2ヶ月程度		3週間程度			1週間程度	2週間程度

手続きに必要な書類

【事前相談時】

☐ 現況写真（点検チェックリストのチェック項目がわかるもの）

点検チェックリスト

補強コンクリートブロック塀の点検チェックリスト

点検項目	点 検 内 容	点検結果 (該当箇所に○)
1 塀の高さ	2.2m以下である。	はい・いいえ
2 塀の厚さ	高さ2mを超える場合、15cm以上である。 高さ2m以下の場合、10cm以上である。	はい・いいえ
3 控え壁	塀の長さ3.4m以内ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁がある。（塀の高さが1.2mを超える場合）	はい・いいえ
4 健全性	傾き、ひび割れがなく、健全である。	はい・いいえ
5 基 礎	コンクリートの基礎がある。（又は図面等で確認できる。）	はい・いいえ・不明
【以下の項目は1～5のすべてが「はい」の場合のみ回答】		
6 基 礎	塀の高さが1.2mを超える場合基礎の根入れ深さ（地盤面からの深さ）は30cm以上である。（または図面等で確認できる。）	はい・いいえ・不明
7 鉄 筋	塀に鉄筋が入っている。（塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部及び基礎の横筋にそれぞれかぎ掛けされている。（または図面等で確認できる。）	はい・いいえ・不明

上記項目を点検し、1つでも点検結果に「いいえ」又は「不明」の項目があれば補助の対象となります。「いいえ」又は「不明」となった項目については、点検結果の内容がわかる写真の添付が必要です。
なお、専門家による耐震診断等を行った場合は、その報告書をもってこのチェックリストに変えることができます。

【交付申請時】◎印の様式は当課HPでダウンロード可能

◎☐ 補助金交付申請書（第1号様式）

◎☐ 点検チェックリスト（第2号様式）右表参照

☐ 土地の課税証明書又は土地の登記事項証明書

☐ 付近見取図

☐ 位置図（撤去するブロック塀等の位置、高さ、長さがわかるもの）

☐ 現況写真（全景、対象道路、劣化状況がわかるもの）

☐ 補助対象工事に係る見積書の写し

☐ 市税の納税証明書（原則提出不要ですが、お急ぎの場合は提出をお願いします。）

その他

緑化制度もあり！（生垣設置補助金交付制度）

ブロック塀等の撤去後、生垣を設置する場合の補助制度もあります。

生垣設置補助制度の詳細は公園緑地課まで。 公園緑地課 TEL：086-426-3495

お問い合わせ先

倉敷市建設局 建築部建築指導課 指導係
〒710-8565 倉敷市西中新田 640 番地
TEL：086-426-3501 FAX：086-421-1600